

令和3年10月26日

保護者 様

新潟市教育委員会

県の警報解除に伴う学校における感染症対策について（お願い）

日ごろから、本市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染状況に対する新潟県の警報が解除されました。これに伴い、下記の下線部分について、新潟市立学校におけるこれまでの対応の一部を変更いたします。

しかしながら、感染状況は落ち着いているものの、今後も引き続き感染を防止していく必要があります。教育委員会及び学校としては、子ども一人ひとりの健康を守るため、また子どもの健やかな学びを保障していくために感染症対策の徹底に努めます。

つきましては、引き続き下記 of 感染防止対策について、ご理解とご協力をお願いします。なお、感染状況によっては対応を変更する場合がございます。

1 毎日の健康状態の把握と早期対応

- 家庭でのお子さんの健康観察と毎朝の検温を行い、発熱等の風邪症状がある場合には登校せずに、自宅で休養してください（出席停止扱いとなります）。

8月末以降、同居の家族に症状がある場合は、お子さんの登校を控えていただいていたが、これ以降は、登校して差し支えありません。ただし、保護者の判断で念のため休ませる等の場合は、欠席の扱いとはしません。その際は学校へご連絡ください。

- 症状がある場合は、速やかにかかりつけ医に連絡し、受診してください。
- 同居の家族に具合の悪い方がいる場合は、可能な限り、食事や生活空間を分ける、マスクを着用するなど、家庭内でも可能な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 次の場合は、速やかに学校に連絡してください。

- ① お子さんや同居の家族がPCR検査を受ける場合（勤務先等で定期的に検査を受ける場合を除く）
- ② お子さんが濃厚接触者に特定された場合
- ③ お子さん又は同居するご家族が新型コロナウイルスに感染した場合

2 基本的な感染症対策の継続

- マスクの適切な着用、咳エチケット、石けんによる手洗いの励行をお願いします。